

今後のスケジュールの見通し等

~~9月20日~~ **10月10日** 手続参加申込期限（当機構への書類提出） ※**締め切りを伸ばしました。**

~~9月23日~~ **10月12日**～10月末頃 債権届出のため、授權契約を当機構と取り交わした方との確認業務

11月10日 当機構から裁判所への債権届出の締め切り

2021年1月25日 相手方による認否の届け出期限

（※以降は以下のようにすすみますが、スケジュールの見通しが、現時点ではたっていません。）

相手方が認否で全額認めた場合には、債権が確定します。

相手方が認否で一部あるいは全部認めなかった場合に、当機構が認否を争う旨の申出をしなければ債権が確定します。

当機構が認否を争う旨の申出をした場合には、裁判所は、当機構及び相手方に対する審尋を経て、簡易確定決定（認否を争った個人別の債権額の決定）を行います。相手方、当機構、消費者のいずれからも異議の申立てがなければ債権が確定します。

確定した債権については、当機構が相手方から支払いを受け、授權した消費者に分配します。

なお、認否を争う旨の申出をするか否かについては、1月25日以降にお問い合わせをしますので、お問い合わせの内容をよく見て期限までにご回答ください。なお、回答がない場合には、念のため申出をすることとします。

【異議後の訴訟について】

上記の簡易確定決定の内容に不服がある場合、異議を申立てるか否かについては、簡易確定決定後に、請求が全部または一部しか認められなかった方にお問い合わせをしますので期限までにご回答ください。消費者自身で異議を申し立てることもできるため、回答がない場合には、当機構は異議の申立てをしません。